

## ジュニアオーケストラ浜松 規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、浜松市が「音楽の都・浜松」推進事業の一環として、音楽を通じて感性豊かな青少年の育成を図り、市民の音楽に対する理解を深め、もって本市の音楽文化の振興を進めるため設置する管弦楽団について必要な事項を定める。

### (名称)

第2条 管弦楽団の名称は、ジュニアオーケストラ浜松（以下「ジュニアオーケストラ」という。）とする。

### (事業)

第3条 ジュニアオーケストラは、次の事業を行う。

- (1) 定期演奏会の開催
- (2) 前1号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

### (組織)

第4条 ジュニアオーケストラに名誉団長を置き、市長をもって充てる。

- 2 ジュニアオーケストラに団長を置き、教育長をもって充てる。
- 3 団長は、ジュニアオーケストラの業務全体（以下「団務」という。）を掌理し、ジュニアオーケストラを代表する。なお団長に事故あるときは、所管部長がその職務を代理する。
- 4 ジュニアオーケストラに常任指揮者を置き、市長が委嘱する。
- 5 常任指揮者は、専門的立場から団員に音楽的指導を行うとともに、必要に応じて団務へのアドバイスをを行う。

### (指導員)

第5条 ジュニアオーケストラに13人以内の指導員を置く。ただし、必要に応じて人数は変更することができる。

- 2 指導員は、公募し、必要な選考を経て、市長が委嘱する。
- 3 委嘱期間は10月1日から9月30日の1年間とし、必要に応じて更新することができる
- 4 指導員は、常任指揮者の意向を汲み取り、パート別に団員の音楽指導を行う。
- 5 指導員の中から4名程度の主任指導員を置くことができる。
- 6 団長が、団員の音楽的技能の向上を図るため、音楽に関し、すぐれた才能や特殊な技能を持っている者の指導を受けることが特に必要であると認めるときは、常任指揮者や指導員と協議の上、特別指導員を置くことができる。

### (団員)

第6条 ジュニアオーケストラは、100人程度の団員をもって編成する。

### (入団)

第7条 ジュニアオーケストラに入団できる者は、次の各号に該当する者のうち入団のためのオーディションに合格した者とする。

- (1) 市内に居住していること。
- (2) 小学校3年生以上高校2年生以下であること。

2 前項各号の規定にかかわらず、入団希望者が音楽的スキルにすぐれ、ジュニアオーケストラの編成上必要があると認められるときは、団長は、その者を特別に入団させることができる。

(練習)

第8条 定例練習は、原則として、毎週土曜日の午後1時30分から午後4時30分までの間とする。

2 定例練習のほか、常任指揮者や指導員が必要であると認める場合は、合宿練習及び特別練習を行うことができる。

(退団)

第9条 団員は、高校3年生となる年の9月30日をもって退団する。

2 前項の規定にかかわらず、団長は、在団する者から希望がある場合で、音楽的スキルにすぐれ、ジュニアオーケストラの編成上必要があると認められるときは、特別に在団を認めることができる。

3 団員は、退団（第1項及び第4項の規定によるものを除く）しようとする場合は、所定の退団届を提出しなければならない。

4 団長は、練習への不参加が多く、熱意が認められない者その他在団することが不適当であると認める者を退団させることができる。

(修了証書)

第10条 第9条第1項の規定により退団する者で、優秀である者には修了証書を授与する。

(団務)

第11条 団務は、市長が委託し、公益財団法人浜松市文化振興財団が行う。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月1日から施行する。